

## 建築基準法と消防法

### 消防法令研究会

早いもので、2010年1月号からこの連載を始めて2年10か月が過ぎた。途中で何度か休載したが、それでも今回が27回目になる。そろそろ潮時、ということで、今回をもってひとまず終了ということにしたい。

日本の防火法令は、建築基準法と消防法が車の両輪のような形で受け持っている。このため、日本の建築物の防火安全に責任を持つ消防職員には、消防法令だけでなく建築基準法令の防火関係規定についても相応の知識を持つことが期待される。本連載で、筆者が建築基準法令の防火関係規定について何度も取り上げて来たのはそのためだ。

両法令は車の両輪ではあるが、その成り立ちにはだいぶ違うところもある。最終回にあたり、建築基準法令と消防法令の相互の役割と違いについて考えてみたい。

#### 建築基準法令と消防法令の相互の役割

表1は、両法の第1条(目的)を比較したものである。

表1を見ると、建築基準法では「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する…基準を定めて」とあるのに、消防法ではこれがないことに気づく。

建築基準法令は、その名のとおり、「基準を定める」こと自体が法目的を達成するための主要な手段として位置付けられ、防火関係規定も構造、衛生、環境、相隣関係などと

ともに、様々な規制要素の一つとして、その基準が定められている。

これに対し、消防法令では、「消防の設備等(消防法第4章(第17条～第21条))」の「基準を定める」こと自体は、法目的達成の手段として明示されていない。「消防の設備等」に関する規定は消防法全体の中では「火災を予防し」の一部でしかなく、「…警戒し及び鎮圧し」とともに「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減する…」ための一つの手段として位置付けられているに過ぎないのである。

それにもかかわらず、消防法令が建築基準法令と対等に日本の防火法令の一翼を担うことが出来て来たのは、建築物の防火安全に関する消防の役割についての国民の期待が高く、消防法令も消防機関もその期待に応えて来たためだろう。

その結果、現在では、火災フェーズの進展に対応して、図1に示すような規制体系を構築するに至っている。

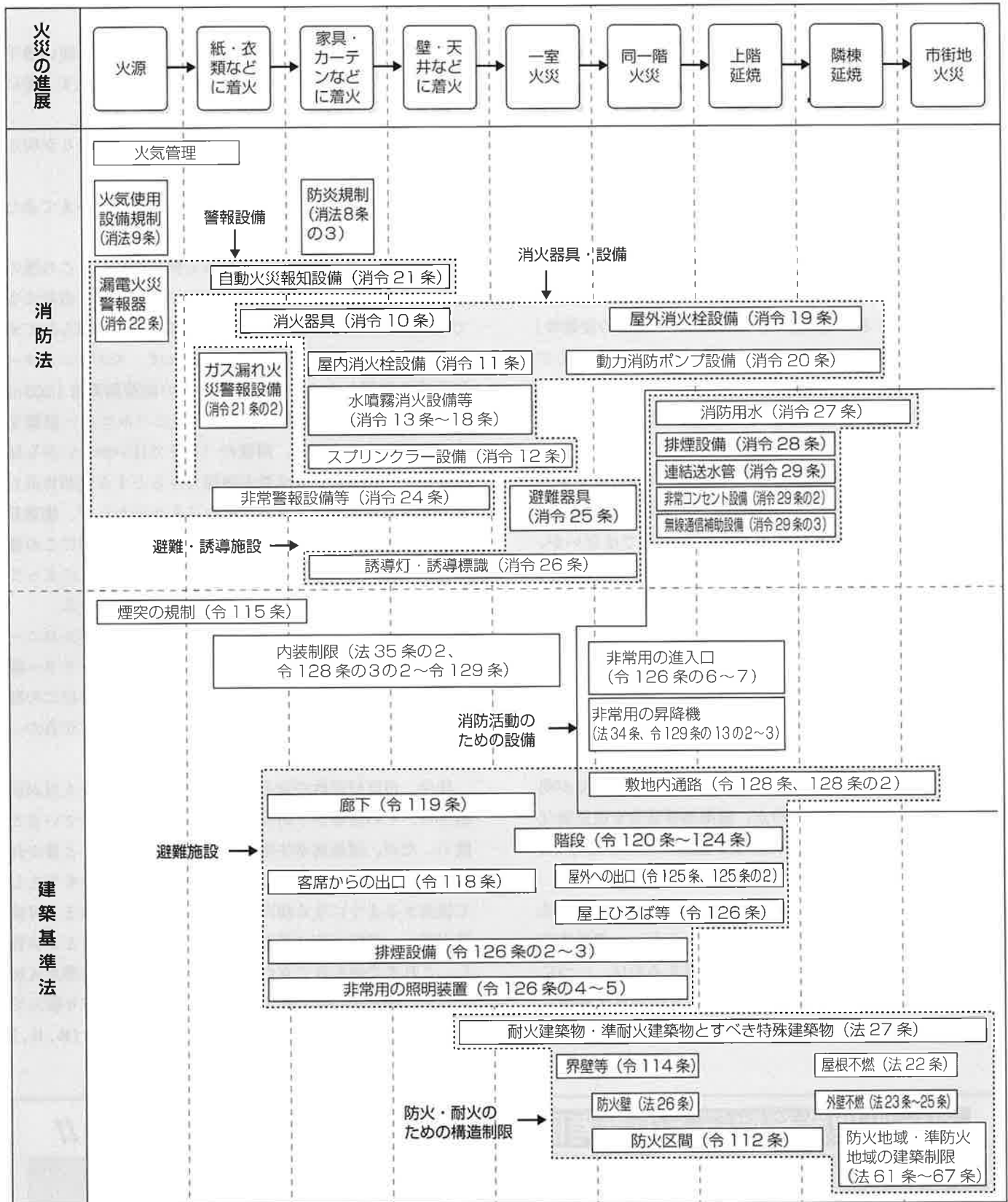
#### 最低の基準

表1を見ると、建築基準法では建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準について、「最低の基準を定めて」としていることがわかる。わざわざ「最低の基準」という

表1 建築基準法と消防法の第1条(目的)の比較

建築基準法	消防法
第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。	第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

図1 火災フェーズの進展に対応した消防法令と建築基準法令の規制



縛りをかけているのは、「国民の生命、健康及び財産の保護」にとって「望ましい基準」を義務づけると、デザインが制約されたり、住み心地が悪くなったり、費用がかかったりする可能性があるからだ。このため、「国民の生命、健康及び財産の保護」のための基準は最低限にしておいて、

実際の建築物は、建築主が他の価値観とのバランスで「国民の生命、健康及び財産の保護」のレベルを選んで建築することができるようになっているのである。

消防法の場合は、前述のように、「最低の基準」どころか、そもそも第1条に建築基準法のような「建築物の…設

備…に関する…基準を定めて」という文言自体が書かれていない。理念的には建築基準法と同様「最低の基準」であるかも知れないが、そんなことを書く場が存在していないのである。

「消防の設備等」に関する基準に「最低の基準」という明示的な縛りがなかった結果、現在の基準はどのようになっているか見てみよう。

「消防の設備等」の基準を「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減する」ために「望ましい基準」にしようとする、費用が余計にかかることが多い、防火対象物の関係者は反対することが多い。このため、「消防の設備等」の基準も、普通は「最低の基準」に留まっている。そこに多数の死者を伴う火災が発生すると、建築基準法令も消防法令も、現行基準が十分なレベルにあるかどうか検証が行われる。

建築基準法令の防火関係の基準を強化しようとする場合は、費用の他にデザイン、住み心地、構造など他の建築性能とのバランスをとる必要があるため簡単ではないが、「消防の設備等」の場合は単なる「設備」であるためこれら「費用以外の要素」とバッティングする余地が少なく、国会やマスコミの動向次第では「望ましい基準」に近づく動きになりやすい。

重要なのは、このような形で「消防の設備等」の基準の充実強化が検討される際に、内閣法制局でこの基準が「最低の基準」であるかどうか審査されることはない、ということだ。何故なら、法文に「最低の基準」という縛りが明示されていないからだ。この点、建築基準法令を改正強化する時に、内閣法制局でその基準が最低の基準かどうか、常に審査されることとの差異は大きい。

近年、多数の死者を伴う火災が発生した場合に、消防法令がその都度改正強化を図られてきているのに、建築基準法令の改正強化が進んでいないように見えるのは、一つには、「最低の基準」という文言の有無が少なからず影響していると考えられるのである。

## 「消防の設備等の基準」を大切に

以上のように、

- ① 「消防の設備等」は建築物本体のデザインや使い勝手等に大きな影響を及ぼさないため、基準を強化する際には主として「費用」を考慮すればよかったこと
- ② 「消防の設備等」に「最低の基準」という縛りが明示されていないこと

が、現在の防火関係法令の体系に大きな影響を与えて来たのではないかと、というのが私の考えである。

例えば老人福祉施設の防火対策を例に取ると、この種の施設で多数の死者を伴う火災が発生するたびに、消防法令ではスプリンクラー設備等の設置基準の強化が図られて来た。しかし、防火対策の観点から見れば、スプリンクラー設備等を設置しなくても、防火区画の面積制限を1,500㎡から200~300㎡程度に下げ、全居室にバルコニー設置を義務づけるなどすれば、同様の（とまではいかないかも知れないが、相当の）安全性が確保できるとする規制体系も成り立ちうると考えられる。それにもかかわらず、建築基準法令の規制強化が行われなかったため、結果的にこの種の施設の防火安全性は、主として「消防設備等」によって担保されるようになっていっていると考えられるのである。

人的対応の不確実性を考えれば、防火区画とバルコニーによる避難系の対応では、信頼性の点でスプリンクラー設備の設置に及ばないと考えられるので、結果的にはこの種の施設の防火安全の向上にとって、現行体系の方が良かったとは言えるのだが…。

昨今、市町村財政が逼迫して消防機関の経費や人員が圧迫され、その影響が予防分野の体制にも及んできていると聞く。だが、建築基準法第1条に「最低の基準」と書かれている限り、消防法令がこの種の施設の防火安全を主として担保するようになる傾向は、今後ますます強まる可能性が高い。予防行政に携わる消防職員は、このことを自覚し、これまで築かれてきた「消防の設備等」の基準を大切にして、我が国の防火安全水準の一層の向上に取り組んで頂きたいと思う。

(K. K.)

## 違反処理業務執行上の参考図書三部作シリーズ 好評発売中!!

新訂

### 火災違反処理の基礎 予防改正消防法・行政事件訴訟法対応版

■関 東一著（消防大学校客員教授）  
A5判／280頁 定価2,600円

●違反処理の重要な措置である警告、命令、許可の取消し、告発及び代執行について、わかりやすく解説した基本的な実務書！

### 消防官のための 刑事訴訟法入門

■関 東一著（消防大学校客員教授）  
A5判／326頁 定価2,500円

●刑事訴訟に関する解説とともに、告発に関する基本的事項、消防法令違反の立証方法等をよりやさしく解説した入門書！

新版

### 消防刑法入門

■関 東一著（消防大学校客員教授）  
A5判／320頁 定価2,800円

●消防法や火災予防条例(例)上の罰則を適用する際に、一般理論・犯罪の成立要件などをわかりやすく解説した入門書！

近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL03-3593-1401 FAX03-3593-1420